# 芦屋国際文化住宅都市建設法と住民投票

## ●新しいまちづくりを目指して

終戦後の虚脱状態にあった人々の生活に容赦なく襲いかかったのは、生活必需品と住宅不足およびインフレーションでした。

「８月15日終戦ニ関スル大詔ガ喚発セラレマシテヨリ本市ニ於イテモ大詔ノ御趣旨ヲ体シ鋭意戦後復興ニ邁進致スコトトナリ先ズ市役所ノ機能ノ改革ヲ行ヒマシタ」（昭和20年芦屋市事務報告）と、戦後復興に向けて、その遂行を速やかに運ぶための機構改革を行っています。

戦災の復興は被災直後に着手され、清掃事業や水道など公共施設の破損修理が進行したほか、り災者や引揚げ者に対する応急住宅の供給、また自力復興を希望する人には製材・畳・釘など建築資材のあっ旋が行われました。

その一方、５カ年計画で「復興土地区画整理事業」にも着手し、本格的な戦後のまちづくりが始まりました。

### 《戦後の発展と文化形成》

昭和25年(1950)12月「国際文化住宅建設法案」が国会で可決され、翌26年２月には憲法の規定により住民投票が行われました。

その結果、この法律は住民の大多数の賛成をもって、３月３日に公布されました。

この法律の理念は、昭和39年(1964)５月に制定された「市民憲章」とともに、その後の本市のまちづくりにおける基本理念となっており、現在はもちろんのこと、未来へも引き継がれていきます。

戦後復興においては、「芦屋市総合開発計画」(昭和38年)や「市民文化賞」(昭和42年)の制定に、続く本市の成長期には、「芦屋市総合計画」(昭和46年)や「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」(昭和48年)の制定に、また「第２次総合計画」(昭和61年)や「第３次総合計画」(平成13年)、さらに本年(2011)から10年後の芦屋の指針を示す「第４次総合計画」にも、この法律の理念は生きています。

**【芦屋国際文化住宅都市建設法】**

「法律第８号」昭和26年(1951)３月３日施行

（目　的）

第１条　この法律は、芦屋市が国際文化の立場からみて恵まれた環境にあり、且つ住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適するように建設し、外客の誘致、ことにその定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もって国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的とする。

（計画及び事業）

第２条　芦屋国際文化住宅都市を建設する都市計画(以下「芦建国際文化住宅都市建設計画」という。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第４条第１項に定める都市計画の外、国際文化住宅都市にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

２　芦屋国際文化住宅都市を建設する事業(以下「芦屋国際文化住宅都市建設事業」という。)は、芦屋国際文化住宅都市建設計画を実施するものとする。

（事業の執行）

第３条　芦屋国際文化住宅都市建設事業は、芦屋市が執行する。

２　芦屋市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、芦屋国際文化住宅都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

（事業の援助）

第４条　国及び地方公共団体の関係諸機関は、芦屋国際文化住宅都市建設事業が第１条の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、この事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

（特別の助成）

第５条　国は、芦屋国際文化住宅都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和23等法律第73号)第28条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

（報　告）

第６条　芦屋国際文化住宅都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも６箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

２　内閣総理大臣は、毎年１回国会に対し、芦屋国際文化住宅都市建設事業の状況を報告しなければならない。

（法律の適用）

第７条　芦屋国際文化住宅都市建設計画及び芦屋国際文化住宅都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。



# 市制施行70年の歩み

昭和15年11月10日、本市は全国で173番目の市・芦屋市として誕生しました。昨年は、市制施行70周年〈＊11月３日・式典挙行〉を迎えました。今回は、精道村から芦屋市となった本市の70年の歩みを振り返り、また未来への展望について特集しました。

問い合わせ　広報課　☎38-2006

## ●精道村時代　―農村から住宅地へ、芦屋市の誕生

明治四年(一八七一)の廃藩置県の布告によって、芦屋村・打出村・三条村・津知村の四村が兵庫県管轄下に置かれることになりました。

そして、明治二十二年(一八八九)の市制・町村制施行によって四村が合併し、「精道村」が誕生しました。

同時に、交通機関の発達によって、文明開化の波が押し寄せました。

明治三十八年(一九〇五)阪神電車が開通し、芦屋と打出に駅が置かれ、大正二年(一九一三)には省線(現JR)芦屋駅の設置、大正九年(一九二〇)阪急電車・昭和二年(一九二七)には阪神国道も開通しています。

同じころ、明治四十一年(一九〇八)に電灯供給が開始され、大正元年(一九一二)にはガスの供給も始まりました。

こうして、田園風景の広がるのどかな農村であった芦屋は、神戸・大阪の近郊住宅地として、めざましい成長を遂げることになりました。

### 《阪神間モダニズムの開花》

こうした発展を背景に、明治の末から大正・昭和初期にかけて、後に「阪神間モダニズム」と呼ばれる文化が花開いていきました。

今の芦屋の「芦屋らしさ」の原点が、ここに育まれていったといえます。

こうして、モダンで豊かな精道村は、やがて市制の施行を願うようになり、昭和十四年(一九三九)には精道村自治改良調査員規程が議決承認され、市制施行を目指した調査と準備が推し進められていったのです。

●大正12年６月14日竣工の、村役場。鉄筋コンクリート造３階建ての建物は、当時、日本一の村役場といわれました。

**【市ノ名称ヲ「芦屋」ト定ムル理由】「市制施行ニ関スル綴」昭和14年(1939)**

１　「芦屋」ハ打出・三条・津知ト共ニ本村ノ一大字名ナルモ、本村ノ中央部ニ位シ、其ノ中間ヲ流ルル芦屋川ノ両岸ニハ老松多ク、芦屋海岸ノ風光ト共ニ、高級住宅地芦屋トシテ今日ニ至リ、面積・戸数・人口等何レモ本村ノ大半ヲ占メ、今ヤ芦屋ノ名ハ全国ハ固ヨリ、遠ク海外ニ知ラルル所ニシテ、本村民ニ於テスラ本村ノコトヲ芦屋ト呼ビ、従テ隣接スル阪神間ニ於テモ一般ニ精道村ノ名ヲ知ラザルモノ多キ実状ニアリ

２　本村ニ在ル官公衙ノ名称ハ総テ「芦屋」ヲ冠シ、即チ省線芦屋駅・芦屋警察署・芦屋郵便局・芦屋電話分室・神戸職業紹介所芦屋分室・芦屋高等女学校等之ナリ、又電話モ芦屋ヲ冠シ、阪神・阪急両電鉄ノ停留所モ芦屋又ハ芦屋川ト呼ビ、精道ヲ冠スルモノ更ニナシ

以上ノ理由ニ依リ、新市ノ名称ヲ世間一般ニ知ラルル「芦屋」ト定ムルヲ最モ適当ト認ムルニ依ル

## ●芦屋市制の70年　―戦後復興・住宅都市整備・震災復興

昭和十五年(一九四〇)十一月十日、精道村民の多年の願いであった市制がついに実現しました。百七十三番目の市・芦屋市の誕生でした。一村が単独で一挙に市制を実現したのは、大変めずらしいことでした。

しかし、時代はすでに戦争の足音が刻々と大きくなり、翌十六年十二月には第二次世界大戦に参戦します。

本市も、戦争末期には空襲による大きな被害を受け、旧市街の大半を失い、昭和二十年(一九四五)八月十五日の敗戦を迎えました。

こうして本市の出発は、戦禍からの復興で始まりました。

### 《国際文化住宅都市建設へ》

昭和二十六年(一九五一)に公布された、特別法「芦屋市国際文化住宅都市建設法」の公布後、本市は一貫してこの特別法の精神・構想を受け継ぎ、「住宅」・「文化」を最重要のコンセプトとして、文化的で住み良いまちづくりの建設を進めてきました。

昭和三〇年代には、芦有道路と奥山の開発、下水道事業、区画整理事業・国道43号など都市基盤の整備が進められ、四〇年代、五〇年代には、「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」、「福祉のまちづくりのための都市施設整備要綱」など、本市にふさわしい制度も誕生しました。

都市環境整備に伴い人口も増加し、昭和五十年(九七五)の芦屋浜埋立地の完成、五十六年(一九八一)から着手したJR芦屋駅周辺の再開発事業も、平成五年には駅北側が完成し、地域の活性化を図っています。

文化面においては、昭和三十一年(一九五六)に、第十一回国民体育大会が開催されたほか、四十二年(一九六七)の市民文化賞制定、四十五年(一九七〇)ルナ・ホールのオープン、四十七年(一九七二)体育館・青少年センター完成など、施設面の整備・活用のみならず、制度の充実も図られました。

●昭和62年ころのシーサイドタウン・高層住宅

昭和六十二年(一九八七)からは、新図書館開館を皮切りに文化ゾーンの整備に着手。六十三年(一九八八)谷崎潤一郎記念館、平成二年(一九九〇)には美術博物館が開館し、ここに"文化ゾーン"が完成しました。

●文化ゾーンの一角・空から見た美術博物館(平成22年撮影)

### 《阪神・淡路大震災後の芦屋》

平成七年一月十七日の阪神・淡路大震災は、芦屋市内での犠牲者四百四十四人、家屋の全壊・半壊約51%という壊滅的な被害をもたらしました。

同年七月には震災復興計画を策定し、都市基盤の復旧・復興を図るとともに、市民や訪れる人が快適で安心して暮らし・働き・憩える「快適で安全なまちづくり」に取り組み、市民・事業者・行政が協働して未曾有の危機を乗り越え、芦屋のまちの再生・創生を図りました。

平成十年四月には南芦屋浜への入居が始まり、キャナルパーク・工海浜や親水公園も、相次いでオープンしました。

●キャナルパーク

今では、親水公園をはさむようにおしゃれな住宅が建ち並び、ヨットハーバーやレストラン、係留施設付き住宅も誕生し、新しいまちの顔として親しまれています。

平成十六年には、「庭園都市」を宣言。翌十年には、第六十一回国民体育大会のカヌー・ピストル競技の会場にもなりました。

●市役所北側広場に設置された「庭園都市宣言」の碑

●現在の市役所と北側広場

●渚やヨットハーバーのあるまち・潮芦屋

## ●市制施行70周年　―そして未来へ

平成二十二年十一月十日、本市は市制施行七〇周年を迎えました。

現在、全国に先駆けて全市域を景観地区に指定するなどの特徴あるまちづくりを進める一方、保健福祉センターのオープンや山手幹線の全線開通も果たしました。本市は今後とも、国際文化住宅都市建設法の理念に基づき、世界中の人たちから「一度は行ってみたい」といわれるような都市を目指し、豊かで美しい、花と緑いっぱいの庭園都市へと飛躍しようとしています。

### 《第四次芦屋市総合計画》

平成二十三年度から、市民との協働で策定した十年間のまちづくりの指針となる「第四次芦屋市総合計画」が、いよいよスタートします。

本市の将来像を、「自然とみどりの中で絆(きずな)をはぐくみ、新しい暮らし・文化"を創造・発信するまち」とし、この絆(きずな)をキーワードとして、次の四つをまちづくりの基本方針としています。

■人と人がつながって新しい世代につなげる
■人々のつながりを、安全と安心につなげる
■人々のまちを大切にする心や暮らし方を、まちなみにつなげる
■人々と行政のつながりを、まちづくりにつなげる

●平成22年10月24日、山手幹線全線開通式典が行われました

## CATV　広報番組ガイド

1月(後半)　芦屋市広報番組　あしや トライ あんぐる

| | | 放送時間(15分) |
|---|---|---|
| オープニング | ＪＲ北側ペデストリアンデッキ | |
| トピックス | 芦屋市消防出初め式<br>芦屋市成人式 | ①8:30<br>②12:00<br>③16:00<br>④18:15<br>⑤22:45 |
| 特集 | 「阪神・淡路大震災」を語り継ぐ<br>芦屋の語り部　山田耕祐さん | |
| お知らせ | 「新修 芦屋市史 続編」を発行しました<br>4月から「預かり保育」が始まります<br>住宅用火災警報器の設置はお済みですか？ | ※DVD VTR 貸出可 |
| エンディング | 「芦屋の四季・70選」より | |

■アナログ放送は９chで、地上デジタル放送は11chでご覧ください。
■番組に関する問い合わせ　広報課　☎38-2006　■CATV全般に関する問い合わせ　㈱ケーブルネット神戸芦屋(J:COM)カスタマーズセンター☎0120-13-8160

## 「芦屋シティグラフ好評発売中！

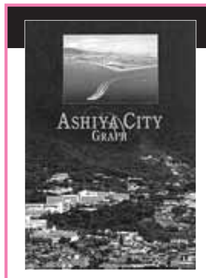


市では、「芦屋シティグラフ」(Ａ４判・52ページ／全カラー刷り)を発行・発売しています。

芦屋の自然や歴史、芦屋ゆかりの芸術・文学・文化―。それらに触れつつ散歩を楽しめるコースの紹介、行政の動きや統計、また市内の医療機関一覧(地図)など盛りだくさんの情報を、写真170点のほかイラストや地図とともにわかりやすく掲載しています。ご活用ください。

■発売場所　市役所北館１階行政情報コーナー・ラポルテ市民サービスコーナー　■定価　300円

問い合わせ　広報課　☎38-2006

## ◆市制施行70周年記念写真集◆　芦屋の四季・70選　～市民がつづる"芦屋の四季"～　《好評発売中》

市では、市民の皆さんの写真でつづった市制施行70周年記念写真集「芦屋の四季・70選」を発行・発売しています。

市制施行70周年の記念として、市民の皆さんがつづった現在の芦屋風景を、お手元に１冊残しておかれませんか。

記念写真集「芦屋の四季・70選」は、下記で購入していただけます。

■規　格　菊(Ａ４)判・120ページ(表紙等別)／上製本・カラー印刷
■価　格　1,000円
■発売所　行政情報コーナー(市役所北館１階)・ラポルテ市民サービスコーナー

〈１月の芦屋風景〉より

山内守さん「ぼたん雪・芦屋神社」

竹田委久子さん「芦屋神社のお正月」

問い合わせ　広報課　☎38-2006